**退職者に係る提出書類確認票【在職死亡を除く】（所属所担当者用）**

◆**退職する組合員について**

組合員氏名　　　　　　　　　　　　　　組合員等記号番号　　　　　　　―

退職日　　令和　　　年　　　月　　　日（退職事由：　　　　　　　）

**【必要書類・提出書類について】**

**◆資格調定係**　＜担当：　　　　　＞

●必須書類

「退職届書」(HP掲載様式)

「組合員期間等証明書」(HP掲載様式) ※短期組合員の場合は不要です。

組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、資格確認書の返納が必要になります。

◆**年金係**　＜担当：　　　　　＞

　当組合の年金受給権者（遺族年金を除く）の場合は、年金係（023-622-6900）へ御連絡ください。

◆**福祉係**＜担当：　　　　＞

　●貸付・物資事業の利用の有無　有　　無

　　「有」の場合…

退職手当組合に加入している所属所

「山形県市町村職員退職手当組合が支給する退職手当から貸付未償還元利金及び物資未償還元利金

の控除に関する申出書」（HP掲載様式）

退職手当組合に加入していない所属所

　　「貸付金・立替金繰上償還申出書」（HP掲載様式）

　●共済貯金加入の有無　有　　無

　　「有」の場合…

「共済貯金解約請求書」（HP掲載様式）

「非課税適用者」の場合…「非課税貯蓄廃止申告書」を福祉係から共済組合事務担当者へ送付いたします。

　●遺族附加年金事業加入の有無　有　　無

「有」で50歳（保険年齢）未満の場合…資格調定係に提出する「退職届書」により脱退の手続きを行います。

「有」で50歳（保険年齢）以上の場合…福祉係（023-622-6901）へ御連絡ください。継続加入できるオプション制度への加入の有無、継続の内容により「口座振替依頼書」・「脱退申出書」を福祉係から共済組合事務担当者へ送付いたします。

　●積立年金事業加入の有無　有　　無

「有」の場合…「積立年金保険給付金請求書」を福祉係から共済組合事務担当者へ送付いたします。